

令和7年度大牟田市職員採用試験 実施概要

令和7年度職員採用試験の概要は以下のとおりです。また、専門職の社会人経験者採用等については、別途採用選考を実施します。受験資格や申込方法等の詳細については、必ず、後日公開する試験案内で確認してください。

《定期募集》

募集期間：令和7年7月11日（金）13時00分～8月19日（火）13時00分

第1次試験：【テストセンター】令和7年8月23日（土）～9月6日（土）

【集合試験】9月下旬に実施予定

第2次試験：10月下旬～11月上旬に実施予定

採用日：令和8年1月1日又は4月1日

試験区分	採用予定人員	受験資格	第1次試験	第2次試験
一般行政事務（A）	10人	平成8年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者で、次のア又はイに掲げる要件に該当するもの ア 大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は令和8年3月までに卒業する見込みの者 イ 大学院修士課程又は専門職大学院の課程を修了した者又は令和8年3月までに修了する見込みの者	事務能力検査 適性検査 集団面接	個人面接 課題試験
一般行政事務（B）	7人	平成8年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた者。ただし、次のア又はイに掲げる要件に該当する者を除く。 ア 大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は令和8年3月までに卒業する見込みの者（短期大学を卒業した者又は卒業する見込みの者は受験可能） イ 大学院修士課程又は専門職大学院の課程を修了した者又は令和8年3月までに修了する見込みの者	教養試験 事務能力検査 適性検査 集団面接	
一般行政事務（C）	17人	昭和56年4月2日以後に生まれた者で、令和7年6月30日において、民間企業等で継続して6月以上就業した期間が通算して3年以上あるもの ■「民間企業等で継続して6月以上就業した期間」とは、会社員、公務員又は自営業者等として1週間につき30時間以上の勤務を6月以上継続して就業した期間が該当します。（1週間につき30時間未満のアルバイト等による勤務の期間は該当しません。） ■複数の民間企業等で継続して6月以上就業した期間がある場合は、それらの期間を通算することができます。ただし、同一期間内に複数の民間企業等で6月以上就業した期間がある場合、同じ期間を重複して通算することはできません。	事務能力検査 適性検査 集団面接	
一般行政事務（E）	1人	昭和56年4月2日以後に生まれた者で、社会福祉士の資格を有するもの（令和7年度に実施される試験により、当該資格を取得する見込みのものを含む。）		
土木（A）	2人	平成8年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた者	事務能力検査 適性検査 専門試験 集団面接	
建築（A）	2人			
機械（A）	1人			
土木（B）	1人	平成8年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた者。ただし、次のア、イ又はウに掲げる要件に該当する者を除く。 ア 大学を卒業した者又は令和8年3月までに卒業する見込みの者 イ 短期大学を卒業した者又は令和8年3月までに卒業する見込みの者 ウ 高等専門学校を卒業した者又は令和8年3月までに卒業する見込みの者	事務能力検査 適性検査 専門試験 集団面接	
建築（B）	1人			
機械（B）	1人			
化学（A）	1人	昭和56年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた者		
文化財専門職	1人	昭和56年4月2日以後に生まれた者で、考古学的発掘調査ができるもの		
保健師	4人	昭和56年4月2日以後に生まれた者で、保健師の免許を有するもの（令和7年度に実施される試験により、当該免許を取得する見込みのものを含む。）	事務能力検査 適性検査 集団面接	
行政保育士	1人	昭和56年4月2日以後に生まれた者で、保育士の資格を有するもの（令和7年度に実施される試験により、当該資格を取得する見込みのものを含む。）		
清掃	2人	昭和56年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた者	教養試験 適性検査 体力試験 業務適正検査 集団面接	

※赤字の試験はテストセンター方式で実施します。

※第2次試験の課題試験は、第1次試験の集合試験日に実施します。第1次試験の合格者のみ採点し、第2次試験の得点となります。

《障害者対象試験》

募集期間：令和7年7月11日（金）13時00分～8月19日（火）13時00分

第1次試験：9月下旬に実施予定

第2次試験：10月下旬～11月上旬に実施予定

採用日：令和8年1月1日又は4月1日

試験区分	採用予定人員	受験資格	第1次試験	第2次試験
一般行政事務（D）	3人	昭和56年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた者で、次のア、イ又はウに掲げる要件に該当するもの。 ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けている者 イ 都道府県知事又は政令指定都市市長が発行する療育手帳の交付を受けている者、又は児童相談所又は知的障害者更生相談所により知的障害者であることの判定書の交付を受けている者 ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者	教養試験 事務能力検査 適性検査	個人面接 課題試験